

都城市総合文化ホール指定管理者候補者選定の概要

都城市総合文化ホールの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

※ 都城市文化振興財団の正式名称：公益財団法人都城市文化振興財団

※ 舞台事業組合の正式名称：宮崎県音響照明舞台事業協同組合

(2) 代表者名

(代表団体) 公益財団法人都城市文化振興財団 理事長 児玉宏紀

(3) 所在地

- ・公益財団法人都城市文化振興財団 都城市北原町1106番地100
- ・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 宮崎市大字本郷北方2753番地5

(4) 設立年月日

- ・公益財団法人都城市文化振興財団 平成17年2月1日
- ・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 平成9年9月19日

(5) 従業員数

- ・公益財団法人都城市文化振興財団 20名
(職員8名、常勤嘱託3名、契約職員7名、非常勤嘱託1名、パートタイム1名)
- ・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 組合加入事業所従業員総数138名
(内、ホール常駐6名)

(6) 業務内容

- ・公益財団法人都城市文化振興財団
 - ① 文化振興事業の企画、制作及び実施に関する業務
 - ② 施設等の利用許可等に関する業務
 - ③ 利用料金の徴収及び還付等に関する業務
 - ④ 施設の維持管理、保守及び修理に関する業務
 - ⑤ 事業計画書及び収支予算書作成に関する業務
 - ⑥ その他の業務
- ・宮崎県音響照明舞台事業協同組合
 - ① 文化施設舞台業務等の共同受注

- ② 文化施設管理運營業務
- ③ 文化施設で実施される事業の企画制作運営
- ④ 組合員の取扱う機材等の斡旋
- ⑤ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑥ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑦ 組合員の福利厚生に関する事業

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市総合文化ホール (都城市北原町1106番地100)	敷地面積：15,590.7 m ² 延床面積：16,688.5 m ² (RC造、一部SRC造、一部S造・地上4階、地下2階)
都城市総合文化ホール第2駐車場 (都城市栄町4434番4、外)	敷地面積：4,608.18 m ²
都城市総合文化ホール第4駐車場 (都城市北原町1106番地19)	敷地面積：2,219.41 m ²

(2) 業務概要

- ・施設管理に関すること
 - ① 施設等の維持管理、保守及び修繕に関する業務
 - ② 危機管理等に関する業務
 - ③ その他の施設管理に関する業務
- ・施設運営に関すること
 - ① 文化振興事業（公演鑑賞型事業、普及啓発型事業、地域貢献型事業）の企画、制作及び実施に関する業務
 - ② 指定管理者の責任において行う自主事業の企画、制作及び実施に関する業務
 - ③ 施設、設備及び備品（以下「施設等」といいます。）の運用規程策定に関する業務
 - ④ 施設等の利用許可等に関する業務
 - ⑤ 利用料金の設定、徴収及び還付等に関する業務
 - ⑥ その他の施設運営に関する業務

・その他の業務に関すること

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成に関する業務
- ② 各種報告書の作成に関する業務
- ③ 指定管理期間終了にあたっての引継ぎに関する業務
- ④ 関係機関との連絡調整に関する業務
- ⑤ その他必要があると認められる業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

指定管理者の代表団体である都城市文化振興財団は、平成24年1月に公益財団法人へ移行し、公益性の高い事業に積極的に取り組む体制を整えるとともに、市内の文化団体との協力体制も確立しており、指定管理者として適切に本施設を管理、運営している状況である。

当初は、都城市文化振興財団が指定管理者として本施設の管理運営を単独で担っていたが、第三期以降、より充実した管理運営を目的として、舞台事業組合との共同事業体として指定管理に取り組み、単に施設管理や貸館業務だけでなく、公演鑑賞型事業、普及啓発型事業及び地域貢献型事業といったさまざまな市民を対象とした取り組みを積極的、計画的にかつバランスよく実施することにより、指定管理者として高度な経営ノウハウの蓄積とともに、企画運営能力を着実にレベルアップさせてきている。

モニタリングの評価も良好であり、都城市文化振興懇話会においても、良好な意見が出されているところである。

また、平成29年12月21日に開催された外部評価委員会においても、非常に良好な管理運営がなされているとの評価を受けている。

上記の理由により、本施設が市民の生活文化及び文化芸術の振興を図るとともに、創造的な文化芸術活動を通じ、心豊かな地域社会の発展に最大限に寄与するためには、市がその目的のために出資し、良好な管理運営を続けている第三セクターに運営を担わせることが最も適当であると判断できること、また、非常に良好な管理運営がなされ、かつ施設利用者の満足度が十分に達成されていることから、非公募として都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体を指定管理者とするものである。

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

市の管理運営方針及び施設の設置目的を十分理解し、都城市文化振興計画との整合を図りながら管理運営方針を定めている。また、市民の平等な利用を確保するため、関係法令、利用ルールの遵守や、様々なメディアを活用しての利用情報

等の提供、及び年齢、性別、障がいの有無にかかわらず誰もが心から楽しめる使いやすい環境づくりのためのサービスの提供が図られている。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

利用者の利便性を考えた開館時間延長や、セルフモニタリング（MJアンケート）等により利用者のニーズを把握し、施設の運営に反映させる取組の提案がなされている。また、ソーシャルメディアを通じたMJオリジナルグッズ贈呈や、外国語のホール案内パンフレット作成、創作練習等利用ポイントカード発行等、利用者への様々なサービスについても新たな提案がなされている。

施設の設備・機能の有効利用、適切な利用料金の提案、利用者を増やすための広報・PR対策、文化振興事業の具体的な提案等、ハード・ソフト両面から施設の効用を最大限に発揮させる計画が練られている。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

省エネルギー・省資源の具体的な提案等、環境に配慮した管理運営策が提案されている。

また、委託業務について契約期間の見直し、地元企業の活用等による経費圧縮等によるコスト削減が図られている。

今後見込まれるホールの経年劣化による修繕料増加についても、ホール備品である楽器類の簡易な修繕については舞台技術担当職員で対応を行う等、経費削減についての提案がなされており、経済的な管理運営が期待できる。

- ・管理運営能力について

共同事業体の代表団体である都城市文化振興財団は、平成24年1月、事業の公益性が認められて公益財団法人の認定を受け、組織としての信頼性を高めており、財政状況は極めて健全である。また、総合文化ホール開館以来12年間にわたっての指定管理者としての豊富な実績に、新たな創意工夫を加えることにより、より充実した事業やサービスの提案がなされている。

構成団体の舞台事業組合は、現在、県内10社が加入し、県内の主な11ホールの舞台技術業務を受託する等、本県の芸術文化を技術的な面から支えており財務状況は良好で健全な経営が行われている。当ホールの管理運営においても民間企業の考え方やノウハウを活かし、専門的な立場からの、より効率的な管理運営が提案されており、共同事業体としての相乗効果が期待される。